

職員の処分について

職員の処分をいたしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

「職員の窃盗」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	財政局主任（36歳）
事案の概要	当該職員は、令和5年3月2日（木）午前1時頃、酒に酔った状態でJR豊田駅付近のアパート敷地内に侵入し、ベランダに干してあった女性用のキャミソール1枚を窃取し、自宅に持ち帰ったもの。 当該職員が3月12日（日）に日野警察署に自首したことで事案が発覚。このことにより、邸宅侵入及び窃盗の容疑で八王子区検察庁に書類送致されたのち、不起訴となった。なお、被害者との間に示談は成立している。
処分の内容	停職6か月
処分年月日	令和5年7月5日

問い合わせ 人事・給与課
電話 042-769-8213